

「世界のウチナーンチュの日」及び「世界のウチナーンチュ大会」

PR用著作物等の使用に関する要領

沖縄県文化観光スポーツ部長

令和3年10月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、国、地方公共団体、これらに準ずるもの、設立目的や活動状況がウチナーネットワークの継承・発展に資すると認められる団体等(以下「ウチナーネットワーク関連団体等」という。)が実施する行催事、広報等において、沖縄県又は世界のウチナーンチュ大会実行委員会が制作する「世界のウチナーンチュの日」又は「世界のウチナーンチュ大会」のPR用著作物等(以下「著作物等」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「著作物等」とは、別紙に掲げるものをいう。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品の販売促進を目的とした顧客に無料で提供する製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(権利)

第3条 著作物等に関する権利は、沖縄県に帰属する。

(使用申請)

第4条 使用者は、あらかじめ「世界のウチナーンチュの日」及び「世界のウチナーンチュ大会」PR用著作物等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき
- (2) 沖縄県に登録された沖縄県人会又はウチナー民間大使が、広報目的で使用するとき
- (3) 沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課又は第7回世界のウチナーンチュ大会実行委員会が実施する事業の協賛企業、共催又は後援する団体等が広報のために使用するとき
- (4) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき
- (5) その他知事が適当と認めたとき

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認)

第5条 知事は、前条第1項に規定する使用申請があったときは、その内容が次のいずれか該当しないと認められる場合は、申請書を受理し、使用承認通知書(様式第2号)を交付する。

- (1) 「世界のウチナーンチュの日」又は「世界のウチナーンチュ大会」の品位を傷つけ又は正しい理解の妨げになるとき

- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援あるいは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき及びこれらの者が関わる事業と認められるとき
- (6) その他知事が不相当と認めたとき

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること
- (2) 定められた色、形状、配色、文言等に従って正しく使用すること
- (3) 使用者は著作物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと

（承認内容の変更）

第8条 使用者が、著作物等使用承認書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「世界のウチナーンチュの日」及び「世界のウチナーンチュ大会」PR用著作物等使用承認内容変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、変更承諾書（様式第2号）を交付する。

（承認の取消し）

第9条 知事は、使用者が次の各号に該当する場合は、当該承認を取消することができる。

- (1) 使用者が、この要領に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他著作物の使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の承認の取消しは、「世界のウチナーンチュの日」及び「世界のウチナーンチュ大会」PR用著作物等使用承認取消通知書（様式第4号）をもって通知する。

3 使用者は、使用承認が取消されたときは、承認取消の日から使用することはできないものとする。

4 知事は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（実施結果報告、使用物品等の提出）

第10条 著作物の使用承認を受けた者及び第4条第1項の適用を受けた者は、行催事や広報等の完了後、実施結果報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、当該承認に係る実際の使用物品等を知事に提出しなければならない。ただし、提出が困難なものについてはその写真の提出をもって代えることができる。

(損失補償等の責任)

第 11 条 知事は、著作物等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(事務)

第 12 条 この要領に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課において行う。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>① 世界のウチナーンチュの日ロゴマークデザイン（カラー）</p>	
<p>② 世界のウチナーンチュの日ロゴマークデザイン（モノクロ）</p>	
<p>③ 世界のウチナーンチュの日及び世界のウチナーンチュ大会動画</p>	<p>世界のウチナーンチュの日関連動画 世界のウチナーンチュ大会関連動画</p>
<p>④ 大会マスコットキャラクター名称</p>	<p>かさまる 笠丸</p>
<p>⑤ 大会マスコットキャラクターデザイン</p>	
<p>⑥ 第7回大会 キャッチフレーズ</p>	<p>うちなーのシンカ、今こそ結ぶ世界の輪</p>

<p>⑦ 第7回大会 シンボルマーク (カラー)</p>	 <p>第7回 世界のウチナンチュ大会 2022</p>
<p>⑧ 第7回大会 シンボルマーク (モノクロ)</p>	 <p>第7回 世界のウチナンチュ大会 2022</p>
<p>⑨ 第7回大会 テーマソング</p>	<p>うた うどぅ 「歌らな 踊らな」</p>